

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	六九	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六〇
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	六〇	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	六三
○土地改良事業計画を適当と決定した件	六〇	○一般競争入札を行う件	六三
○道路の供用を開始する件	六〇	福島県病院局	
公 告		○平成二十年度病院局育休任期付職員(看護、助産及び薬学)採用候補者登録試験を実施する件	六三
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	六〇	福島県人事委員会	
		○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	六三

告 示

福島県告示第六百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年十月三日から平成二十一年二月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 佐藤雄平

二 変更しようとする事項

ヨークベニマル希望ヶ丘店 郡山市大槻町字菅田五

1 駐車場の位置及び収容台数

一 台数 (変更前) 二百一台

(変更後) 百二十八台

二 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

2 駐車場の位置及び収容台数

一 台数 (変更前) 百六台

(変更後) 四十六台

二 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

3 荷さばき施設の面積

(変更前) 百七十四平方メートル

(変更後) 八十一平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一 容量 (変更前) 二十六立方メートル

(変更後) 十三立方メートル

二 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

5 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一 数 (変更前) 五か所

(変更後) 四か所

二 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

6 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

(変更後) 駐車場一 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

駐車場二 午前八時四十五分から午後十時まで

7 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後八時三十分まで

(変更後) 午前六時から午後九時まで

三 変更しようとする年月日

平成二十一年五月二十三日

四 届出年月日

平成二十年九月二十二日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備えて縦覧に供する。)

福島県告示第六百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成二十年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

（商業まちづくり課）

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつばち	患畜	一群	福島市	平成二〇年九月二五日	自衛殺

（畜産課）

福島県告示第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第八条第一項の規定により、浪江町が立野中地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）を行うための土地改良事業計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
 - 1 土地改良事業計画書の写し
 - 2 条例の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年十月六日から
月二十七日まで （二十二日間）
- 三 縦覧の場所
同 双葉郡浪江町役場

（農村計画課）

福島県告示第六百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所が平成二十年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

公 告

公告第五百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年九月十七日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふくしま60
- 三 代表者の氏名
齋藤 幸市
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市岡部字内川原四十六番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島県内の主に団塊の世代に対して、持っている知識、技能の活用機会、雇用機会の提供、食に関する研究、その他の各種情報の提供を行い、広く地域社会に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第五百十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道増見小田倉線	西白河郡西郷村大字熊倉字火打山一〇一番地 先から 同 郡同 村大字熊倉字関根五〇番地先まで	平成二〇年十月三日

（道路計画課）

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
居宅介護事業 所 でん 虫	相馬市北飯 淵一丁目一 七―一	相馬市中村 字新町一九 一	特定非 営利活 動法人 ひまわ りの家	相馬市北飯 淵一丁目一 七―一	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第五百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

郡山市河内土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 石川 久一

同 遠藤 重佳

同 降矢 誠吉

同 遠藤 喜一

同 柳田 勝

同 橋本 覚

同 渡邊 勝行

同 村田 一二

同 遠藤 貢

同 監事 星 昭三

同 保科 吉夫

同 古川 武

就任した役員

役別 氏名

理事 遠藤 重佳

同 遠藤 喜一

同 柳田 勝

同 橋本 覚

住所

郡山市逢瀬町河内字屋敷一七三番地

同 市逢瀬町河内字屋敷二〇番地

同 市逢瀬町河内字屋敷一九番地

同 市逢瀬町河内字筑内一一一番地

同 市逢瀬町河内字日室一三〇番地

同 市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三

同 市逢瀬町河内字屋敷一〇九番地

同 市逢瀬町河内字西田一六番地の四

同 市逢瀬町河内字屋敷九三番地

同 市逢瀬町河内字屋敷一九番地の四

同 市逢瀬町河内字下石田町五六番地

同 市逢瀬町河内字新小屋一〇番地

住所

郡山市逢瀬町河内字屋敷二〇番地

同 市逢瀬町河内字筑内一一一番地

同 市逢瀬町河内字日室一三〇番地

同 市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三

同 渡邊 勝行	同 市逢瀬町河内字屋敷一〇九番地
同 遠藤 貢	同 市逢瀬町河内字屋敷九三番地
同 古田 正実	同 市逢瀬町河内字水上一〇〇番地
同 佐藤 茂	同 市逢瀬町河内字屋敷一五四番地
同 石川 久一	同 市逢瀬町河内字屋敷一七三番地
同 監事 保科 吉夫	同 市逢瀬町河内字下石田町五六番地
同 古川 武	同 市逢瀬町河内字新小屋一〇番地
同 星 勇	同 市逢瀬町河内字屋敷一九番地の四

(農村計画課)

公告第五百十八号

福島県道路管理システム設計開発業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 福島県道路管理システム設計開発業務 一式

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 発注者が指定する日から平成二十一年三月十九日まで

4 履行場所 福島県土木部道路総室道路管理課(福島県福島市杉妻町二番十六号)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足する者で当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けたものであること。

1 施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から指名停止を受けていない者であつて、かつ、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成十九年三月三十日付け十八財第六千三百四十二号総務部長依命通達)第二条第一項、第三条第一項から第三項まで及び第六条に規定する参加資格制限を受けていないものであること。

3 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二十二号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされている者であつては、当該手続開始の決定を受けた後に、本人札に参加することには支障がないと認められる者であること。

4 過去三年間に国、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)においてwebアプリケーションの設計と開発を行った者であること。

5 過去三年間に、国、都道府県又は指定都市において道路管理に関するシステム構

築を行った者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類（開発又は構築したシステムの仕様書と契約書の写し）を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

1 提出期間 平成二十年十月六日（月）から同月二十一日（火）まで（土曜日、日曜日及び同月十三日（月）を除く。）の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇

福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県土木部土木総室土木総務課

電話 〇二四―五二一―七四五五

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年十月二十一日（火）午後五時まで必着とする。

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時 平成二十年十月二十九日（水）午後一時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県土木部入札室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

4 その他 郵送による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百

五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

なお、入札説明書及び仕様書については、福島県土木部道路総室ウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/douro/koukoku01.html>）からダウンロードして入手することができる。

（土木総務課）

福島県病院局

公告第16号

平成20年度福島県病院局有休任期付職員（看護、助産及び薬学）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成20年10月3日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

1 試験を実施する職種

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職

2 登録予定人員

看護 15名程度

助産 2名程度

薬学 1名程度

3 試験期日

平成20年11月9日（日）

4 受験申込受付期間

平成20年10月3日（金）から同月31日（金）まで

5 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局病院総務課（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）

（病院総務課）

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三日

福島県人事委員会

福島県人事委員会規則第三十二号

委員長 新城 希子

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

- 一 第九条の三第二項第一号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）